

# 緊急事態宣言解除後の社会教育施設利用についてのお知らせ

9月12日（日）付で長崎県独自の緊急事態宣言が解除されます。それに伴い、小値賀町内においても、総合運動公園の臨時休館を終了し通常どおり開館いたします。しかし当町と隣接する佐世保市においては依然高い感染状況にあり、緊急事態宣言も9月30日（木）まで延長されることから、当町の社会教育施設の利用については従来どおり制限強化を継続させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

離島開発総合センター	制限人数
町民ホール（1階）	50名
娯楽室（1階）	10名
研修室（2階）	10名
西側会議室（2階）	10名
中央会議室（2階）	10名
パソコン室（3階）	10名
控室（1階）	使用禁止

9月14日（火）～
50名
10名
10名
10名
10名
10名
10名
使用禁止

図書館	現在の取扱い
マスク着用	必須
連絡票記入	必須
入場制限	30分以内、10名まで
入館時検温	来館者全員

9月14日（火）～
必須
必須
30分以内、10名まで
来館者全員

総合運動公園	制限人数
総合体育館アリーナ	臨時休館中
総合体育館更衣室	
総合体育館トレーニング室	
総合体育館2階会議室	
総合体育館2階観客席	
若者交流センター	

9月14日（火）～
100名
3名
休止
休止
休止
原則受入停止

歴史民俗資料館	現在の取扱い
開館日	週4日（木～日）
入場制限	10名まで 40分以内
管理人による解説	なし

9月14日（火）～
週4日（木～日）
10名まで 40分以内
なし

施設名	現在の取扱い
商家「尼忠東店」	利用禁止

9月13日（月）～
利用禁止

小値賀町内での感染状況は落ち着いていますが、まだまだ油断はできません！施設利用時には、①マスク着用、②手指消毒の徹底、③ソーシャルディスタンスの確保等感染症予防対策の徹底にご協力ください！